

ホームページやSNSなどで「健康にいい」「ダイエット効果あり」という広告を見て、商品を通常価格より安い価格で購入したところ、実際は定期購入契約だったというトラブルが多発しています。

### 【事例1】

インターネット広告を見て、お試しのつもりで600円のダイエット青汁を申し込んだ。しばらくして2回目の商品発送通知メールが届き、4回の定期購入契約であったと初めて知った。お試し分を飲んでも効果がなかったので、2回目以降は解約したいと事業者申し出たところ「4回の定期購入なので4回まで購入してほしい」と言われた。

### 【事例2】

インターネット通販で、ダイエット効果や美容効果があるという、お試し価格で600円のサプリを注文した。その後も2回目の商品が届き、請求額3,800円の振込用紙が入っていた。事業者に電話をかけてみたが繋がらず、3、4回目と配達が続いた。「キャンセルしたいが電話が繋がらない」とメールをしたが、5回目も配達された。先日、代金を立て替えているという業者から連絡があり「今月中までに2回目分の支払いをしないと回収手続きに移行する」と言われた。



### アドバイス

- お試し価格や送料のみの負担など、低価格で購入できるということが強調されている反面、定期購入契約であるという点が分かりづらい広告が多く見受けられます。
  - 通信販売はクーリングオフができません。
  - 商品を注文する前に、最終画面などで定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品はできるのかなどの契約内容をしっかりと確認しましょう。
  - 事業者に連絡した記録を残しておきましょう。
  - 困ったときは消費生活センターに相談しましょう。
- 岡旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)